

令和 8 年度第 1 回朝来市手話施策推進委員会 会議録

会議の名称	令和 8 年度第 1 回朝来市手話施策推進委員会	
開催日時	令和 8 年 8 月 10 日（月） 14：00～15：48	
開催場所	朝来市役所本庁舎本館 401・402 会議室	
議長（委員長）	小 林 泉	
委員	出席者	欠席者
	三 枝 里 江	上 田 茜
	小 林 泉	谷 木 一 真
	小 林 直 弥	
	森 脇 実 佑	
	前 田 裕	
	小 松 里 佳	
	三 宅 博	
	上 田 月 美	
	片 岡 修	
	荒 川 吉 郎	
	上 垣 英 暁	
	足 立 志津子	
事務局 (健康福祉部 社会福祉課)	健康福祉部次長	馬 袋 真理子
	課長	北 島 周
	課長補佐兼障害福祉係長	藤 本 真由美
	手話通訳者	桑 井 奈穂美
傍聴者	関 美佐子	
会議の議題	手話施策推進の実施状況と今後の計画等について	
会議の経過及び結果	下記のとおり	

1 開会

【事務局】 定刻になりましたので、令和 8 年度第 1 回朝来市手話施策推進委員会を開会する。

2 あいさつ

【事務局】 昨年度は、手話施策推進法の制定や東京 2025 デフリンピックの開催により、手話言語への関心が高まり、市民への普及啓発が広がる年であった。本市においても関係者や市民の協力を得て機運醸成に取り組んだ。本日は令和 7 年度の実施状況の報告と令和 8 年度の推進計画・実施状況について協議したい。

3 委員及び事務局の紹介

【事務局】 委員及び事務局職員を紹介する。

4 朝来市手話言語条例、朝来市手話施策推進委員会要綱について

【事務局】 朝来市手話言語条例及び朝来市手話施策推進委員会要綱について説明する。

5 委員長及び副委員長の選任

【事務局】 委員長及び副委員長の選任を提案する。

【委員長】 皆さま、こんにちは。引き続き委員長を務めることとなった。朝来市の手話施策推進に取り組んでいくので、よろしくお願いします。

【副委員長】 皆さま、こんにちは。この度副委員長を務めることとなった。手話施策推進の充実に努めていきたいので、よろしくお願いします。

6 協議事項

(1) 手話施策推進の実施状況と今後の計画等について

【事務局】 各項目について順次説明する。

① 手話への理解の促進及びその普及のための施策

【事務局】 広報誌やホームページによる啓発、手話サロン、手話言語普及啓発月間、手話言語による発表会、ケーブルテレビ放送の活用、図書館での啓発等について、令和 7 年度の実施状況及び令和 8 年度の実施計画を説明する。

質疑応答

【A委員】 ケーブルテレビの「あさごシティニュース」への手話通訳付与について、毎回の実施が難しい場合でも、月 1 回や特別番組から始める方法は考えられないか。

【事務局】 毎週放送される番組であり、制作日程も非常にタイトであるため、毎回手

話通訳を付けることは技術面・時間面の制約が大きい状況である。一方で、月1回の実施や特別番組での対応、あるいは字幕対応なども含め、実施可能な方法を検討していきたい。

【B委員】 他自治体では、1週間前の内容に手話通訳を付けて翌週放送するなど、事前準備を前提に実施している事例もある。そうした方法も参考にしたい。

【事務局】 他市町の事例も研究し、ケーブルテレビセンターとも協議しながら、導入可能な方法を検討していきたい。

② 手話による意思疎通及び情報を得る機会の拡大のための施策

【事務局】 市主催行事への手話通訳者設置、社会福祉課への設置手話通訳者の配置、コミュニケーション支援事業の実施状況、令和8年度の取組予定について説明する。

質疑応答

【C委員】 「ホームページに手話リンクの導入」とあるが、「手話リンク」とはどのような仕組みか。

【事務局】 聴覚や言語に障害のある人が、事前登録なしでホームページから手話通訳オペレーターを介し、市役所窓口とやり取りできるサービスである。利用者は通信料のみを負担し、自治体がサービス費用を負担する仕組みである。本市では現在、導入を検討している段階である。

【D委員】 これは市役所とのやり取りに限られる仕組みか。

【事務局】 そのとおりである。朝来市役所に用事のある人が、市役所とのやり取りを行うための法人向けサービスである。

【B委員】 近隣自治体での導入状況や利用実態は把握しているか。

【事務局】 県内では兵庫県、明石市、姫路市、加古川市が導入していることを確認しているが、利用状況の詳細までは把握していない。今後も情報収集を進めたい。

【E委員】 手話通訳派遣のコーディネート実績について、令和7年度と令和8年度で件数差があるのはなぜか。

【事務局】 令和7年度は年間実績であり、令和8年度は4月から6月末までの実績であるためである。今後件数は増加する見込みである。

【E委員】 設置手話通訳者は週4日勤務とのことだが、不在の日に来庁して対応を諦めて帰る人はいないか。

【事務局】 そのようなことがないよう、手話通訳者が不在の場合でも筆談等で対応しており、後日改めて来てもらうような対応にはしていない。

【E委員】 手話通訳者の毎日設置とあわせて、市職員の中で手話ができる職員を増やすことも必要ではないか。

【事務局】 今後も職員研修等を通じて、窓口対応力の向上に取り組んでいきたい。

③ 手話の習得及び学習の支援等手話を使いやすい環境の整備に関する施策

【事務局】 地域・事業所等への手話講座、市職員手話研修会、手話サロン、聴覚障害児への支援、盲ろう者理解セミナー等について説明する。

質疑応答

【C委員】 市職員手話サークルについて、現在の会員数と活動内容はどうか。

【事務局】 会員は8人であり、月1回活動していると聞いている。昨年度は中止となったが、手話言語発表会に向けた練習なども行っていたと聞いている。

【B委員】 出前講座や地域・事業所への働きかけを進めるに当たり、対応する人材は確保できているのか。

【事務局】 設置手話通訳者を中心に、社会福祉課職員で対応していく考えである。現時点では申請が多くて対応できない状況にはなっていないが、今後の状況を見ながら対応していきたい。

【B委員】 盲ろう者理解セミナーの実施に関連して、市内の盲ろう者数は把握しているか。

【事務局】 市内には10人いると聞いている。本市の人口規模からすると多いと認識

している。そのうち5人は既に支援センターに登録しており、今後開設される地域のサポートセンターの利用も見込まれる。

【C委員】 聴覚障害児の手話習得支援について、子育て学習センターでの読み聞かせだけでなく、対象児を把握し直接支援につなげる視点が必要ではないか。

【事務局】 聴覚障害児の把握は重要な課題であり、健診等で把握された情報を子育て支援課と連携しながら、必要な対応につなげていくことが必要と考えている。

【C委員】 把握だけでなく、どのようにアプローチするかまで実施計画に盛り込む必要があるのではないか。

【事務局】 今後の計画づくりの中で、その点も含めて検討していきたい。

④ 手話通訳者等ろう者の意思疎通を支援する者の確保、養成及び処遇等に関する施策

【事務局】 手話奉仕員養成講座、災害時の支援体制、現任研修、手話通訳者養成講座の実施検討について説明する。

質疑応答

【C委員】 手話奉仕員養成講座について、養父市との共同開催では通学負担が大きい。朝来市単独で開催することはできないか。

【事務局】 現在は共同事業として実施しているため、単独開催となると養父市との協議が必要である。近い場所で開催される方が参加しやすいという認識は持っている。

【C委員】 養成講座修了後、手話を使わないと忘れてしまうため、修了者向けのフォローアップ講座が必要ではないか。

【事務局】 今年度から実施している手話サロン「ワクワクしゅわ手話」は、初めての人だけでなく養成講座修了者も参加できる場としている。こうした機会を活用して、継続的に学んでもらいたい。

【C委員】 そのような学びの場について、講座修了者に対してより積極的に情報発信すべきではないか。

【事務局】 今後、養成講座修了者への案内方法も含めて検討していきたい。

【E委員】 手話サークルへの参加や、昼間・休日に集まれる学習の場づくりも必要ではないか。

【事務局】 手話サークルや手話サロンへの参加の呼びかけ、学習機会の持ち方について、今後の参考としたい。

【B委員】 手話奉仕員養成講座修了後は、手話サークルや地域での学習会等に参加し、ろう者と出会いながら学ぶことが重要ではないか。

【事務局】 継続的な学びの場の周知やつながりづくりについて、今後検討していきたい。

【F委員】 手話サークルは地域で重要な役割を果たしており、防災訓練など地域活動とも連携できる。地域に根差した活動との連携が必要ではないか。

【事務局】 地域活動や関係団体との連携も含め、施策推進のあり方を検討していきたい。

【G委員】 地域のろう者は人数が限られ、仕事等の事情で参加が難しい面もあるため、参加しやすい呼びかけや調整が必要ではないか。

【事務局】 ろう者への参加の呼びかけや、地域の実情に応じた参加のあり方について、今後検討していきたい。

【C委員】 災害時の情報発信や支援方法について、防災訓練の中に聴覚障害者が参加できる仕組みを取り入れることはできないか。

【事務局】 防災訓練への参加や情報保障の方法については重要な課題であり、今後の検討事項としたい。

⑤ 学校等における理解の促進

【事務局】 市立小中学校への手話学習講師等派遣事業について説明する。

質疑応答

質疑はなかった。

(2) その他

質疑応答

【B委員】 手話施策推進法の成立後、国から県や市町村に対して具体的な指示や方向性は示されているか。

【事務局】 現時点で、具体的な指示や施策拡充の通知があったとは承知していない。

【E委員】 障害福祉計画の中に手話施策を盛り込む必要があると考えるが、どのように対応しているか。

【事務局】 現在策定中の障害福祉計画・障害児福祉計画の中に、手話奉仕員養成講座や手話通訳者の設置等の項目を盛り込んでいる。

【E委員】 その計画策定の会議に、聴覚障害者や手話関係者は参画しているか。

【事務局】 身体障害者福祉協会からの委員は参画しているが、聴覚障害者や手話関係者は入っていない。

7 第2回推進委員会

【事務局】 次回委員会は令和9年1月下旬から2月上旬に開催予定であり、令和8年度実施状況と令和9年度実施計画を議題とする予定である。

8 閉会

【副委員長】 地域における手話の普及と学ぶ機会の充実が「共生社会」の実現につながる。本日いただいた意見をしっかり受け止め、手話施策に活かしていきたい。本日はありがとうございました。

【事務局】 以上をもって閉会とする。